

元代行政訴訟と裁判文書 ——『元典章』附鈔案牘「都省通例」を素材として——

岩 井 茂 樹

- 一 「都省通例」の資料価値
- 二 文書構造の解析
 - （1） 事案の概要
 - （2） 構造の概要
 - （3） 案牘と例案との関係
- 三 戴必顯をめぐる裁判の経緯
- 四 裁判の保存文書
 - （1） 句容縣「戴必顯文卷」
 - （2） 「溧水州文卷」
- 五 行政訴訟と監察御史小結

一 「都省通例」の資料価値

臺灣故宮博物院藏の元刊本『太元聖政國朝典章』（以下『元典章』と略す）は常熟の汲古閣毛晉舊藏に係り、清代には内府の所有に歸していた。^①元をたどれば、建康路（現在の南京が路治）あたりの官吏が使っていたものらしい。書物の損耗や添書が僅かであることからすると、その某職員は靜簡な職務に就いていたのかも知れない。かれは自分の本の末尾に一件の案牘

を全文鈔寫し、「都省通例 貼書犯贓卻充俸吏」(中書省の通例 貼書が收賄罪を犯したにもかかわらず、俸祿を受ける司吏に任用されたこと)という標題を附した。唯一現存する元刊本の使用痕として、もっとも顯著なものである。^②

『元典章』の條項の多くは、「咨」(平行)「呈」(上向)「牒」(平行)「劄付」(下向)など官廳間往復公文の姿を留める案牘にもとづくが、それらはすべて大幅な節略をへて要件だけを示すように加工されている。「都省通例」は案牘全文を保存するという点において異例であるし、元朝時代の文獻としては他に例を見ない貴重な資料である。

「都省通例」は、かつて建康路總管府の刑房貼書(司法部局の吏員見習い)であった戴必顯をめぐる裁判事件の始終と處斷についての案牘である。裁判は十七年間に都合三次におよび、本人の處罰および行政處分、再任用などを争點とした。發端をなす收賄は刑事案件に屬するが、轉地先での司吏への任用の當否、受領した俸祿の返還を争う裁判は一種の行政訴訟の様相を呈している。

この案件は最終的に大都の中書省に上申され、刑部による審議をへて、裁判を主管した江南行臺監察御史の擬案が支持された。中書省の裁可は江浙行省に回咨のかたちで通知され、行省は判決にもとづく處分實施を命じる「劄付」を建康路に送った。「都省通例」は建康路に届いた江浙行省の劄付文書にはかならない。

「通例」とは言いながら、「條格」や「斷例」の條項とは異なり、一吏員をめぐる案件の經緯と處斷とを示す案牘そのものであって、これを通行事例とするなどの文言は見えない。したがって、この案牘を「都省通例」と題するのは失當の嫌があるが、當時の法運用の實態からすると、同時代人がこの例案を「通例」と同等だと認識したとして不思議はない。吏員の處分や任用という一般性をもつ事項にかかわり、かつ中書省が明確な判斷「明降」を示した例案だからである。

元朝時代、個別案件について皇帝の聖旨や中書省の裁定によって處理がなされた事案は、それ以後、類似の案件が處理されるさいに前例として参照され、處斷の依據となった。朝命によってそれらを「條格」や「斷例」として選擇分類し、

法例集成に編纂することは『大元通制』（一二三二年）にはじまり、『至正條格』（一三四五年）に引き繼がれた。今日、『大元通制』はその「條格」の一部分が鈔本として傳存するのみであるが（すなわち『通制條格』殘二卷）^③、二〇〇二年に韓國慶州で發見された『至正條格』には、「條格」の約三分の一、「斷例」全三十卷の目録、および斷例卷一から卷十三の第三葉までの本文が含まれている。^④

編纂された「條格」や「斷例」の各條が法例の根幹をなす一方で、編纂後に判示された例案も前例として事案處理の根據として用いられた。また、法例集成に含まれなかった過去の例案も、それを覆す新例がそれに代替したばあいを除き、參照の對象から外れるわけではない。大徳七年（二三〇三年）、鄭介夫は上奏して「今、天下の奉じて以って行なう所の者は、例の援くべきあるも、法の守るべきなし」と當時の法制を批判した。^⑤ 援用すべき例案はあるが、法令はない、という口吻にはいささかの誇張の氣味があるが、基本法典たる律令の缺如、および例案の援用に頼る法運用にたいする懸念がこの發言を引きだしたわけである。

元代の官府は、隨時に帝命を受けて下降される單行法令や複數條からなる法令（いわゆる「條畫」）^⑥ だけでなく、個別事案に由來する例案についても、それらを蓄積して檢出の便を用意しておかなくてはならない。とくに通例としての普遍的な效力をもつと言明された場合には、遺漏があつては困る。

坊刻書である『元典章』はいずれかの官府で蓄積された法例檢出用の資料をもとにして編纂されたと推定される。こうした法例資料の蓄積と整理は各地の官府の必須業務であつた。「架閣庫」と稱された官府の文書庫がこの業務を引き受けるほか、吏員が執務する各房には案牘と法例を檢出するための書冊などが備えられていたはずである。^⑦

官撰の『大元通制』『至正條格』にせよ、私撰の『元典章』にせよ、刊印された法例集成は年月の経過とともに利便性を低下させる。これにともない、不斷に生成される案牘や法例を効率よく檢出する手段の重要性は高まっていく。刊印され

た法例集成にも増して、案牘法例検出用の資料が重視されたことは疑いがない。昨今であればファイリングの諸手段が発揮する加除の機能が要求されたのであり、刊印された法例集成に書きこみをするなどの手段ではとても追いつかなかったはずだ。そもそも『元典章』に一條を書き加えたところで、實用性が高まったわけではない。したがって『元典章』に「都省通例」を書きこんだ某職員は、適用さるべき通例の一箇條としてこれを記録したというよりも、個人的な關心、あるいは學習のために筆録したと推測される。

この推測にはもう一つ別の根拠がある。法例集成に條項として採録された例案とこの「都省通例」とは、案牘を資料源とすることは同じである。しかし、その體裁において兩者はまったく異なるからである。

「條格」や「斷例」の條項は、案牘の要點に絞って大幅に縮約されている。『元典章』の條項も同じである。⁽⁸⁾ 法務遂行の觀點からすると、例案の元となった文書の全體が提示されては卻って效率が下がる。例案は個別事案にたいする判斷である以上、法令の條項のように一般化、抽象化されるべくもない。しかし、適用の對象と要件、そして取るべき措置を簡潔に示すよう加工されていることが必須である。ところが、「都省通例」は一件の案牘を首尾そのままに鈔録したものである。鈔寫對象から外れたのは、公文の冒頭に置かれる「皇帝聖旨裏」という定型文言、および劄付文書の末尾に置かれる以下の部分のみであったと推測される。⁽⁹⁾

須議劄付者。

右劄付建康路總管府、准此。

至治元年正月二十日。

「劄付」であれば同じ文言が使われていたのであるから、これらの部分はまったく不要であった。

長大な案牘とはいえ、要點を拔萃して例案の體裁に仕立てることは難しくはない。後述するように、ほとんど勞力を費

やさずに縮約することすら可能であった。「都省通例」の筆録者が『元典章』中の條項に追補すべき一例案としてこれを記録したのではなく、別の價值を認めていたことは、全文鈔寫したという事實からも窺える。

書坊が『元典章』を刊行したのは、官吏および官府を購入者として期待したからであった。「都省通例」の主題である裁判事件は、貼書や司吏として官府に勤務する人員の任用と處分に關わるものである。鈔寫者を特定できない以上、動機を詮索することは慎まねばならないが、官吏らのための書物に、吏員を主人公とする訴訟關係の案牘が轉錄された。この符合は偶然とは思えない。

江浙行省の建康路あて公文、あるいは「都省通例 貼書犯贓卻充俸吏」という標題を加えられたその謄寫を手にすることができたのは、限られた人びとであった。官府から流出した案卷に基づく可能性も否定できないが、「都省通例」を鈔寫した人物が建康路内の官府に屬する官吏であった蓋然性は高い。被告として登場する戴必顯は路總管府の刑房貼書であったとき、收賄の廉で處罰罷免され、轉地して司吏の職を得ていたところ、その任用が不當であるとして告發された。官吏らにとって同様の事態は何時か自らの周邊に及ぶやもしれぬ、その切實さが「都省通例」の鈔寫を促した、と考えることはあながち不當ではない。

「都省通例」を準則として適用すべき例案の一つとして見るならば、それは元朝時代の幾多の例案に一資料が加わるに過ぎない。「斷例」の多くは特定の裁判事件に由來する。他にも裁判をへて決着した事案の案牘に由來する例案は少なくなっている。したがって、元朝時代の裁判關係資料として「都省通例」が孤立しているわけではない。それが貴重であるのは、すでに示唆したように、複雑な構成をもつ長文の案牘を首尾一貫して鈔錄し、しかも他書には見えない裁判一件文書の案卷を節略されたかたちで包含している點にある。

「都省通例」は一通の劄付文書でありながら、篇幅は三千文字を超える。『元典章』にもまま長文の記事があるが、それ

はおおむね複数の條項を含む法令のばあいである。關係官廳間の公文往復をへて、ある事案が決着する過程を示す例案は、案牘を資料源としながらも、たかだか數百字の長さに要領よく縮められている。

編纂と縮約の手が加えられた『元典章』や『通制條格』『至正條格』の條項から、元朝時代の案牘の様式を知ることが困難であった。一九八三年から翌年にかけてカラホト（黒水城）から發見された漢文文書には多くの元代公文書が含まれており、最近、その寫眞版が出版された^⑩。全編彩色版であるのは喜ばしいが、文書の破損が著しく、首尾完備したものは、一紙からなる執照文書などを例外として皆無である。「都省通例」においても、その内部に引證された案卷は節略されているが、江浙行省が健康路に降した劄付文書としては、前述の定型文言を除き、一文の遺漏なく寫し取られたと判斷される。

このように判斷する根據の一つを示しておこう。「都省通例」の内實である江浙行省の「劄付」は、この裁判について問い合わせる健康路の「申」を受けて、江浙行省がそれを中書省に轉送するための「咨」と、中書省からの回答の節文とを引用している。中書省への咨文の引用部分と、中書省からの回答の節略引用部分とのあいだに、下記のような文言が挟まれている。

據史胡天民於當月二十七日移咨中書省照詳。當年十二月十八日、據史徐文實回准都省省據韓輔承行十月十八日咨、該、……

江浙行省の據史の胡天民が擔當して、（延祐七年十一月）二七日に中書省に咨文を送り、（中書省が）検討した。同年十二月十八日、（江浙行省の）據史徐文實が、中書省の據史韓輔が擔當した十月十八日の咨文を受け取った。そのあらましに、……

『元典章』には、行省から中書省へ咨文による問い合わせがおこなわれ、中書省の裁定が回答によって通知された案件に基づく例案が多く含まれている。しかし、「都省通例」のように、行省で咨文の書寫を擔當した據史（中書省と行中書省にのみ置かれた高級吏員。「省據」はその別稱）の姓名、中書省で回答の書寫を擔當した據史の姓名、行省で回答の送達を受けた據史の

姓名などの情報を含むものは皆無である。公文そのものには、その作成の責任者を記録しておく必要から、上のような情報が明記されていた。しかし、公文が整理をへて例案となる過程で、文書作成責任者の職と姓名、また場合によっては送達日時まで、過剰な情報として省略されてしまう。「都省通例」の鈔寫者が上の文言の如き省略可能な箇所までありのままに筆録したのは、案牘の全文を省略なしに鈔寫しようという意志の表れである^⑪。

このように、案牘の全文を鈔寫したが故に、「都省通例」の長大さと構成の複雑さは他に類を見ないものとなった。原文書そのものではないが、元代案牘の様式と文書往來による處理過程とを伝える貴重な鈔寫文書である。

筆者が班長を務める「元代の法制」共同研究班では、植松正氏の提案により、その解讀に取り組んだ。まずこの資料の重要性を認識し、われわれに機會を提供されたのは植松氏であった。不明なことに筆者は「都省通例」の存在は知っていたものの、あまりの複雑さに氣壓されて、それまで讀んでみようという氣が起らなかったことを告白しておく。どうやらこれは筆者だけではないようである。

元朝時代の吏制については、牧野修二氏^⑫、許凡氏の專著のほか、これに關わる研究は少なくない。それらは資料源として『元典章』を縦横に用いるが、「都省通例」はほとんど利用されてこなかった^⑬。また、「都省通例」が元代の裁判關係の案牘として貴重な資料であるにもかかわらず、法制史や裁判制度についての研究でこれに論及するものは管見の限り皆無である。その理由の一端は、「都省通例」の解讀が相當な困難を伴うことにあるだろう。

「都省通例」は文書構造の複雑さにおいて、他の『元典章』の條項に比類を見ない。また、そこには裁判の過程で作成される文書が多く引證されている。元代に限って言えば、裁判文書は『黒水城文書』なかに斷片が含まれてはいるものの、文書に即した研究はこれまで不可能であった。そのなかにあって、船田善之氏による「靈巖寺執照碑」の分析は貴重な知見を提供する^⑭。ただし、これは佛寺の特權と寺産の侵害をめぐる比較的單純な紛争の決着を公示するための碑文であり、

裁判文書としての性格は希薄である。また、紛争解決の過程も單純である。同碑文に比べると、前後十七年間にわたる複數の裁判の文書を含む「都省通例」の複雑の度は高い。研究班における共同作業の結果、他に用例のない語句について充分な理解に達しなかったことや、公文作成や受理の年月日の情報を整合的に理解できない箇所が残ったことを除き、訴訟の経緯や文書の構造については、ほぼ解明することができた。

「都省通例」は、元朝治下江南における吏員の實態についても興味深い知見を提供する。これについては、この地域の社會と制度について實證研究を積み重ねておられる植松正氏の仕事に委ねることとし、本稿の課題を「都省通例」が示す當時の行政訴訟の過程と裁判文書についての知見を紹介することに限る。本來、その校訂本文と語注、また全體にわたる文書構造を提示すべきであろうが、今回は篇幅に限りがあるので、後日、稿を改めて提示することを諒とされたい。

文書の構造については、共同作業の場に筆者が提出した案をもとに、その大枠を一つの解として提示する。植松正氏はこれとやや異なった解を示しておられる。拙案をここに公表して、植松氏および同行諸氏の批判を仰ぐことが本稿の目的の一つである。なお、筆者が提出した當初の文書構造案には、ひとつの大きな缺陷があった。この點について、二度目の共同作業の場で矢木毅氏が別案を示して下さったことにより、疑問は冰解し、缺陷を正すことができた。とくに言及した植松、矢木の兩氏のほか、共同研究班の参加者各位からもさまざまな教示を得た。この場をかりて深謝する。

二 文書構造の解析

(1) 事案の概要

「都省通例」の主人公戴必顯は健康路總管府で刑房の貼書であったとき、殺人犯の近親から賄賂を受けた康で答三七の刑

罰を受け、大徳八年（一三〇四）に失職した。必顯は路屬の句容縣に移り、司吏（文書擔當の吏員）として縣衙門に潜りこむことに成功した。貼書は無給であるが、司吏には俸祿の給付がある。ところが九年後に犯歴を暴かれて訴追され、免職と俸祿追徴の判決を受けた。執行を免れる意圖があつてか、路屬の溧水州に移り、そこで専門知識を活かして書狀人（告狀などの代書）として糊口をしのぎ、四年をへて建康路と江浙行省による判決の取消を勝ち得た。これによって溧水州の司吏に收まっていたところ、三年後にまたもや告發された。必顯は反訴して争うのだが、最終的には裁判をおこなった監察御史の擬案を大都の中書省・刑部が裁可することになる。これらの経緯を示す過去の文書を引證し、複数の官廳間での文書の往來をとめないながら、一通の行政文書が組み立てられたのである。

一通の文書であるにもかかわらず、前後十七年に三次に及んだ裁判の關係文書に加えて、二度目の判決を取り消す江浙行省の決定とその根據となった例案など、内部には数多くの文書が引證されている。しかも、裁判を主管した監察御史、および建康路、句容縣、溧水州、江浙行省、中書省などの間で交わされた上向、下向の往來文書¹⁸がそれら引證された文書を包んでいる。

（2）構造の概要

かくの如くもつれ合つた糸を解きほぐしてみると、行省が路に下した割付文書としての基本構造が浮かびあがる。路などからの上申を受けた行省がその案件について問いあわせの咨文を中書省に送り、中書省がそれを關係する政府部局に下して審議させる。當該の部局は審議結果を中書省に呈文で回答し、中書省の裁定をへて行省に回答として通知する。事案によっては、皇帝の判斷を仰ぐこともある。行省は處理の経緯と結論を示してその實施を路に命じる「割付」を下す。

こうした文書の往來は『元典章』所收の例案に頻見する。圖一に示した「都省通例」の構造の左側部分（「中書省咨」以

降)だけに注目すれば、何の變哲もない、某路申↓行省咨↓中書省回咨(某部呈)↓行省劄付というなじみ深い文移である。「都省通例」の特異點は、「中書省咨」の前に長大な文書が挟まっていることである。これがその長さ、複雑さの主因をなす。¹⁹⁾

仔細に検討すると、前半に挟まっている長大な文書は、建康路の「申」(行省あて、三〇七二文字)をほぼ省略なしに引用したものであることが判明する。ただし、この建康路の申文のうち、その冒頭に「據溧水州申」(溧水州の申を據けたところ)とある五文字のみが建康路の書き加えた文言であり、²⁰⁾それ以外は、問題の發端をなす溧水州の申(建康路あて)を引用するに過ぎない。溧水州は直接行省に申文を送ることができないので、建康路に申文を送り、行省への取り次ぎを依頼したわけである。

溧水州の申(建康路あて)の冒頭には、

延祐七年九月十六日、蒙江南諸道行御史臺監察御史案劄、該、……

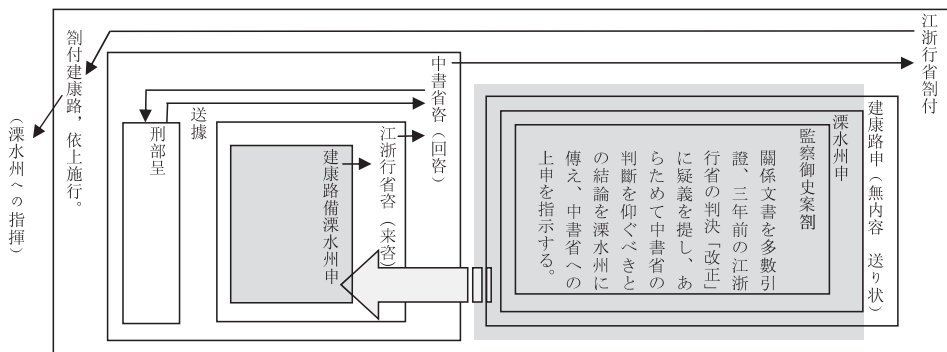
とあり、「該」字より下は、江南行臺の監察御史の「案劄」を引用する。「該」字は、引用が「節該」、すなわち省略部分を含むことを示すものである。そして、引用された監察御史の「案劄」が溧水州の「申」のほとんどを占め、長大なものになっている。「該」とあるが、省略部分はわずかであったと推測される。戴必顯事件の経緯は、この「案劄」のなかで開陳されるのである。延々と續く監察御史の「案劄」は、三次にわたる訴訟の關係文書を引證し、引證された文書がそれぞれ複雑な構造をもっている。

溧水州は監察御史からこの「案劄」を受け、「令司吏戴必顯在役聽候」、すなわち被告の司吏戴必顯を在職のまま裁判決着を待機させるなどの措置をとったこと、およびこの案件を行省を経由して中書省に送り、關係部局で「明白定擬」することを求めることを書き加えて、建康路に上申したのであった。ただし、これらの措置はすべて監察御史が與えた指示を

復唱するに過ぎず、溧水州は何の見解も示していない。つまり、州も、路も、行省も監察御史の「案劄」をそのまま轉送しただけである。「都省通例」の構造の概要を下の圖一に示す。

當初、筆者は溧水州申が引用する監察御史「案劄」の終端がどこにあるかを取り違えていた。このために、「案劄」を包んでいる溧水州申の内部構造について、解決できない問題を抱えて頭を悩ましていたのであるが、二度目の研究會の席上、監察御史「案劄」が溧水州申の終端近くまで続くのではないか、という示唆を矢木毅氏から受けた。すなわち、「都省通例」の第七葉の最後の行に見える「蒙此」が、監察御史「案劄」引用の終端を示す文言ではないか。「案劄」の終端位置については異論も提起されたが、筆者は矢木氏の見解が正しいと考える。

「都省通例」には「案劄」が二通現れる。一つは第二次訴訟におけるもの、もう一つは第三次訴訟におけるものである。裁判主管者となった監察御史が立證の過程を詳しく述べたのち、被告の處斷、官府が實行すべき措置を被告の身柄のある官府にたいして通告する文書である。この「案劄」なる文書形式は『元典章』中に他に二例を得るのみであり、他書には見えない。その性格も少數の用例から推測するしかないが、「都省通例」に引く「案劄」はもっとも重要な手がかりを提供する。これについては、本稿の第五章で詳しく分析する。



圖一 「都省通例」の内部構造

(3) 案牘と例案との關係

元朝時代の「條格」「斷例」は、蓄積あるいは編纂の過程で一定の形式に整えられた。一例を挙げよう。

「私家頓放公文」(『至正條格』斷例卷二、職制、第三四條)

至治元年十一月、刑部議得…「河南省貼書呂謙、私家頓放省府公文壹拾捌件、欽遇詔赦之後、不行出首。擬答參拾捌下、革去」。都省准擬。

至治元年(一三三一)十一月、刑部が審議するに、「河南省の貼書呂謙が私宅に行省の公文十八件を置いたまま、(英宗即位にともなう)恩赦が下った後にも自首しなかった。答三七の刑に處し、罷免すべきである」とあった。中書省は擬案を准許した。

まず、事例が確定した年月を記し、次に部局名が来る。案件について擬案した部局である。ついで、擬案——刑事事件では擬罪を含む——の内容が簡潔に記される。最後に中書省が擬案を認めるという裁定の文言を附す。この文言を略す條項も多數ある。その有無は效力と無關係である。

上引の「私家頓放公文」は、貼書であつた呂謙の裁判事案を「斷例」としたものである。唐突に刑部の「議得」が現れるが、本來、これは中書省の指示を受けてなされた。また、中書省は河南省からこの事案について咨文で問い合わせを受けたはずであるし、さらに遡れば、州、縣、錄事司のいずれかから路をへて河南省に上申されたものと推測される。⁽²⁾ 裁定が河南省に回答として傳達されたことは勿論、通例とすべき例案として他の行省や腹裏諸路に傳達された可能性がある。しかし、「斷例」としては、事案の詳しい由來や關係文書の行移を示す文言をすべて除去し、法例としての要件を示すように加工されている。

適用對象…貼書。

處罰對象行爲…公文書の私宅への持ち出し。

量刑…答三七、免職。

施行年月を残すのは、處罰對象行爲の發生日時によって、この法例を適用すべきか否か判定すると同時に、法例のもととなった案牘を検索する便宜を提供するためである。

『元典章』は、『通制條格』や『至正條格』と異なり、「條格」「斷例」の定型にまで精練されていない例案を多数含んでいる。それらの例案條項は、上の「私家頓放公文」と比べると、事案の由來や處理の過程で發生した文書の往來について、少しく豊富な情報を留めることが多い。

「禁治私放文卷」（『元典章』卷十四、吏部八、行規二、案牘。括弧内は引用者の注記）

至元十七年五月、河北河南道按察司准襄陽路牒呈、

韓伯英爭池文卷、本路達魯花赤宣德將於伊家收頓、候本官迤北回來、取索歸結。請照驗事。准此（襄陽路牒呈の概略引用の終端）。

除別行外、憲司照得、

大小公事、欽奉聖旨定立程限、按察司巡行照刷其卷、別無各官私家頓放體例。牒請遍行合屬、今後、凡官司文卷、官吏竝不得私家收放。如違、嚴行究治施行（按察司の裁定）。

至元十七年（一二八〇）五月、河北河南道按察司が襄陽路の牒呈を准けたところ、

韓伯英が池塘を争った裁判一件文書を、本路のダルガチ宣德將が伊の家に置いたままにしている。本官が北方から歸還するのを待ち、取り戻して決着させたい。ご検討を願う。

とあった。別に（襄陽路あてに指示をする）公文を送ったほか、按察司が考えるに、大小の公事については、欽奉した聖旨により期限を定めて（決着させ）、按察司が巡回して文書監査をすることになっている。各官が私宅に（文書を）置いておくという體例

はないのである。牒文を下屬各路に送り、今後、凡ゆる官司の保存文書は、官吏が私宅で授受してはならない。違反すれば、厳しく追究して（處分を）實行されたい。

この例案は、河北河南道按察司の裁定をへて、同按察司管轄の各路州縣に傳達されたはずであるが、御史臺や中書省に上呈されて、全國通行の事例となったわけではない。しかし、この事案發生後半世紀のちに編纂された『元典章』がこれを採録しているのであるから、おそらく世祖の治世のうちに、各地の官府に傳達され、檢出して参照すべき例案の一つとして蓄積されていたと考えられる。事の發端は、韓伯英の提訴した池塘の所有權紛争の裁判文書を襄陽路のダルガチが私宅に保管していたことであつた。按察司の裁定をへて、ダルガチの歸還を待つて文書を取り返すべきことのほか、適用對象を「各官」に一般化し、官府保存文書の私宅への持ち出しを厳しく處分することが決定され、通知されたのである。²²

「條格」「斷例」のみならず、例案においても、その來源をなす案牘にたいして斧鉞を加え、文字數にして數分の一までに削る作業がおこなわれた。『元典章』には、事案決着までの文書往復の經路をある程度まで復元できるほどの情報をのこす例案も少なくないが、行移された公文の内容は大幅な壓縮を被っている。「都省通例」の如くに、案牘の全文を保存する例案は皆無である。

複雑な構成をもつ長大な公文を壓縮し、必要事項を要領よく明示する例案に仕立てあげるには、高度の技量が必要とされたにちがいない。しかし、「都省通例」の構造を検討すると、公文の内部において、この作業がすでにおこなわれていたことを見いだす。

「都省通例」において、八〇九割ほどの篇幅を占めるのは監察御史の「案劄」である。主題をなす裁判案件の經緯を、過去の書證を引用しながら委細を盡くして詳述し、最後に處斷案を示す。この「案劄」は、前掲の圖一に示すように、溧水州の「申」、建康路の「申」、江浙行省の「咨」という文書階層——公文の行移の順にしたがって形成される——の中に

位置するが、事案の裁定を伝える中書省の回答の文中に、「建康路の備けた溧水州の申」の中に大幅に縮約されたかたちで再引用されている。下に縮約された「建康路の備けた溧水州の申」を示しておこう。

南臺監察御史巡歷至本州，吳顯忠告，州吏戴必顯大德八年充建康路刑房貼書，取受孔丙六鈔四十兩，斷訖三十七下，革去。大德九年正月，補充句容縣吏。延祐元年，有汪榮赴監察御史告戴必顯前過，將本人革去。其戴必顯告，蒙本路申，奉江浙行省劄付改正。參詳，司吏戴必顯，雖是改正，即非省部定擬，似難爲例遵行，申乞移咨都省，送部定擬回降，以憑遵守施行。

江南行臺監察御史が巡回中に本州（溧水州）に至ったところ、吳顯忠が狀告した。「州吏の戴必顯は大德八年に建康路の刑房貼書に在職中、孔丙六から鈔四十兩を受け取り、笞三七の刑に處せられて罷免された。大德九年正月に句容縣吏に就任し、延祐元年に汪榮が監察御史にたいし戴必顯の前過を告發し、本人を罷免した」。その戴必顯の反訴には、「本路（建康路）が上申し、江浙行省の劄付による改正の措置を頂いた」とある。思量するに、司吏戴必顯は改正措置を受けたというものの、中書省の關係部局が定擬したわけではないので、例として遵守し難いと思われる。上申して中書省に咨文を送り、部に送致して定擬のうえ、回答の降下をうけて、遵守實行の據り所を得させられたい。

申文はわずか一四三文字にまで縮約されている。長大な監察御史「案劄」をふくむ溧水州の申の原文は三千文字を超えていたから、二十分の一以下ということになる。戴必顯の事案の枝葉を取り除き、二度にわたる「革去」處分、江浙行省による判決の改正、この改正にたいし疑義が生じたこと、中書省に送致して判斷を仰ぐべきことに絞って記述する。裁判と處分がどのような判斷材料に基づいたのかなどの情報は略されている。また、監察御史が「案劄」という文書形式を使っていたことも見えず、「參詳」以下の擬案が監察御史によるものか、溧水州、建康路によるものか読み取れなくなっている。しかし、事案の要點は押さえてある。

江浙行省が問い合わせの咨文中書省に送るさいに「建康路の備けた溧水州の申」をこのように縮約して引用した①のか、あるいは、中書省の回答が江浙行省の「來咨」を引用するさいに縮約した②のか、江浙行省が建康路に「劄付」を下すさいに縮約した③のか、明らかにする材料はない。ただ、裁判事件であったことを考えるならば、刑部にたいしては、三次に及ぶ裁判の委細と書證を含む監察御史の「案劄」をそのまま提示して判断を仰いだと見るべきであろう。すると、①は否定される。江浙行省が「劄付」を作成するさいには「案劄」を引用する溧水州の申を前段で全文引用した。後段で引用した中書省の回答にも、同じ溧水州の申が引用されていたはずであるが、同一の申を重複して全文提示する必要はない。②も否定できないが、筆者は③の可能性が高いと考える。

いずれにしても、「都省通例 貼書犯贓卻充俸吏」を例案として扱うのであれば、圖一の後半にあたる「中書省咨」だけを切り出せば事足りる。戴必顯の事案の概要は其中で要領よく縮約されているし、刑部の擬案の文言も咨文の中に明示されており、それを中書省が是認して江浙行省に實施を求める「都省准擬、合行移咨請照驗、依上施行」という文言も含まれている。類似の事案を處理するさいに参照すべき例案としては、「中書省咨」の一段さえあれば必要充分である。

『元典章』が採録する例案は體例さまざまである。「條格」「斷例」のように一定の形式に整えようという意圖は見えない。例案のもととなった案牘は、この「都省通例」の如く、數千文字の長文であることも珍しくないが、『元典章』中の例案は簡潔に縮約されている。この大幅な縮約の作業は、『元典章』編纂の過程で實行されたわけでもないし、官府で例案を蓄積するさいに實行されたわけでもなさそうだ。その資料源である「劄付」や「咨」が書かれるさいに、すでに縮約の作業がおこなわれていたからである。「都省通例」の場合では、「中書省咨」の部分だけを抽出して一枚の紙に轉寫し、それを例案検出システムの然るべき場所に追加すればよい。

このように縮約版を案牘中より容易に抽出できるにもかかわらず、「都省通例」の鈔寫者は全文を寫し取る煩を厭わな

かった。かれは、追加すべき一例案としてのみこの案牘を評價していたのではない。案牘の文書構造の解析のなかから、この結論が自ずと導きだされるのである。

三 戴必顯をめぐる裁判の経緯

さて、話を裁判事件の發端にもどそう。延祐七年（二三〇）九月、巡歷中に溧水州で「刷卷」（保管公文書の監査）や「録囚」（未決囚の再審理）をしていた監察御史は、吳顯忠という人物の告状を受理した。監察御史の指示によって、關與した句容縣および溧水州が過去の裁判等の記録を調査した。その結果、被告戴必顯をめぐるのは、十六年前に建康路總管府刑房貼書であった時の收賄事件以降、何度か裁判が提訴されていたことが判明した。それらの記録は「都省通例」中に時間軸にそって配列されているのではなく、引證された文書のなかに錯綜して現れている（圖二参照）。

いま、戴必顯をめぐる裁判等の各案件について得られる情報を整理すると、以下のようになる。

裁判1 大德八年（一二〇四）

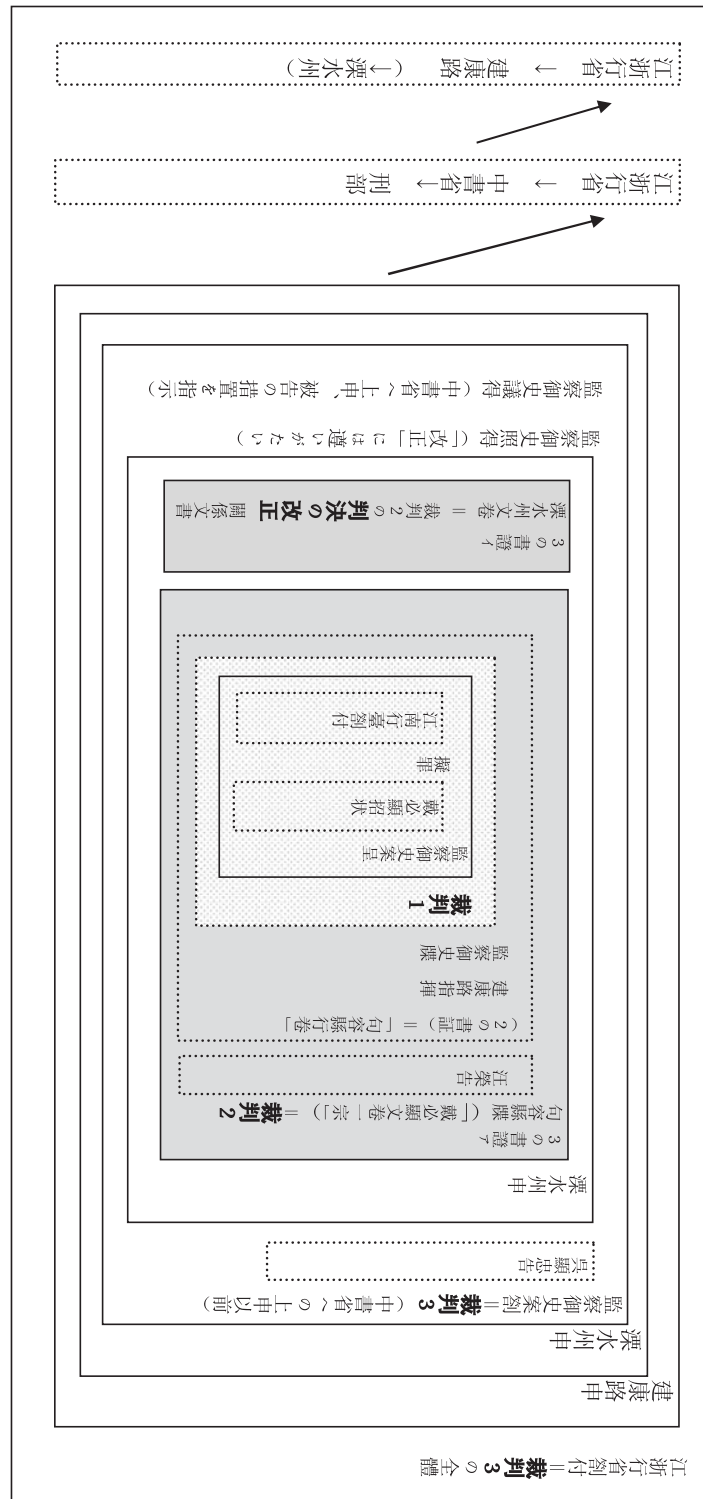
原告…佚名？ 監察御史の「察知」*。

被告…戴必顯は建康路總管府刑房貼書。

裁判主管者…巡歷中の監察御史。

請求内容…收賄した貼書戴必顯を懲罰せよ。

申し立て…被告は殺人犯孔丙四の弟孔丙六と鍾沐の賄賂、計中統鈔四十貫を受けた。



圖二 裁判關係文書の包攝關係

判決…不枉法の收賄、貼書は無俸のゆえ減一等、笞三七のうえ罷免（大徳八年七月、監察御史の案呈→江南行臺劄付により准擬）。

執行…罷免を實行（笞刑執行には言及しないが、執行されたはずである）。

*密告者の存在が想定されるが、告狀の提出なしに監察御史が訴追した可能性が高い。

裁判2 皇慶二年（一二三二）

原告…汪榮（句容縣）。

被告…戴必顯は句容縣司吏↓判決前に建康路録事司司吏に轉身。

裁判主管者…巡歴中の監察御史。

請求内容…句容縣司吏戴必顯の在職は不當、處分せよ。

申し立て…被告が建康路總管府刑房貼書であったときに筭三七、罷免の處分を受けながら、溧水州吏をへて、句容縣司吏に任用されて俸祿を受けているのは不當である。

判決…被告の「隱匿前過、冒充句容縣請俸司吏」を認定し、即日罷免、俸祿追徴、筭三七。句容縣は支給した俸祿を追徴せよ（皇慶二年十二月、監察御史案劄 行臺での承認手續きなし）。

執行…句容縣は建康路録事司に移文、追徴の執行を求める。未執行のまま、戴必顯は溧水州の書狀人、すなわち訴訟文書の代書人となった。延祐四年（一二三二）三月、建康路から帖文で問い合わせを受けた溧水州は、未執行だと回答。

判決の改正 延祐四年（一二三二）

處分對象者…戴必顯（改正）の動きが進んだ當時、戴必顯は溧水州書舖の書狀人。

處分主體…建康路が提案、江浙行省理問所で審議、江浙行省が「改正」を命令。

處分内容…上記「裁判2」の判決を改正し、戴必顯を「於鄰近州吏内對遷」*し、俸給を「依例接支」する。

處分結果…劄付を承けた建康路は、延祐四年（一三二七）四月二十日に指揮を溧水州に降し、劄付のとおり措置するよう命じた。戴必顯は「建康路帖文」とともに四月二日に溧水州に到着。五月十一日、溧水州が立案。空いた溧水州司吏のポストに戴必顯をすえた。

*「對遷」とは、同等の役職に移ることであろう。戴必顯は裁判2の判決によって、建康路錄事司司吏の職を失った。判決の「改正」後、同等の溧水州司吏に「對遷」した。

裁判3 a 延祐七年（一三二〇）

原告…吳顯忠（溧水州）。

被告…戴必顯は溧水州司吏。

裁判主管者…巡歴中の監察御史（書證の調査は溧水州）。

請求内容…州吏戴必顯の既決判決を執行せよ（二三年前の判決改正を取消せ）。

申し立て…延祐元年（一三二四）に汪榮が告發し、監察御史の判決により笞二七、罷免、俸祿追徴の判決が出ている。

裁判3 b 被告戴必顯の反訴*

裁判主管者…（監察御史 3 aと合併審理）。

請求内容…自分の職位は保全さるべきだ。

申し立て…原判決は江浙行省の劄付で改正されている。

*反訴の文書は引用されないが、溧水州の申が「戴必顯告」に言及している。

四 裁判の保存文書

延祐七年（一二三〇）の秋、巡歴中の監察御史は溧水州で吳顯忠の告狀（裁判³の發端）を受理したのち、次のような措置を取った。まず、溧水州が告狀などを鈔寫して句容縣に通知し、戴必顯關係の一件文書（「元行文卷」）を溧水州に送らせるように指示した。告狀の中に、大德八年（一二三四）に收賄で罷免された戴必顯が句容縣に吏員としてもぐりこみ、そこで汪榮なる人物に告發されたことが挙げられていたからである。句容縣における汪榮の告發は、皇慶二年（一二三三）のことであった。句容縣には、六年前の裁判の「文卷」が保管されていると監察御史は考え、それを調査しようとしたのである。溧水州から連絡をうけた句容縣では「戴必顯文卷」一宗を架閣庫から探さだして溧水州に送致した。「宗」とは、案卷、すなわち一件文書を数える量詞である。裁判文書の通例として、裁判の過程で作成された公文や書證を順次貼りあわせて案卷に仕立てたものだったはずである（明清時代の實例からすると、卷子仕立てでなく、折りたたんで包紙上に標題や起年月日を明記する）。

句容縣から送致された「戴必顯文卷」によって、發端をなす大德八年の裁判¹の經緯と、その後句容縣の司吏にもぐりこんでいた戴必顯の任用の正當性を争う皇慶二年の裁判²との經緯は明らかになった。ところが、現在、戴必顯は溧水州の司吏に收まっている。その經緯を明らかにする資料は、溧水州の架閣庫にあるはずであった。溧水州は戴必顯の任用經緯に關する文卷を探さだした。これが「溧水州文卷」であり、裁判²の判決の「改正」とそれを根據とする溧水州での任用に關わる文書を含んでいた。溧水州は申文によって監察御史に報告をするさいに、「戴必顯文卷」と「溧水州文卷」の概

略を謄寫してその中に含めた。

溧水州は監察御史の指示に應答する申文のなかに、この二件の保存文卷を全文鈔録したわけではないが、それぞれを構成する關係文書多數を摘記している。少なくとも、裁判の經緯と判決の根據となった重要な書證は遺漏なくその概略を鈔録し、判斷材料として監察御史に提供したと推測される。

（1） 句容縣「戴必顯文卷」

「戴必顯文卷」の構成を窺ってみよう。「戴必顯文卷」は裁判3の審理の過程で、書證として句容縣から溧水州へ送致された。この保管文書は裁判2の案卷であり、そのなかに書證として裁判1の案卷（江南行臺の察院架閣庫に保管）の概略が含まれている。「戴必顯文卷」の内實は、裁判2を主管した監察御史の判斷を記した「案劄」である。この「案劄」は、裁判2の審理終了後、監察御史が溧水州に送り、溧水州が牒文によってそれを句容縣に傳達して、その執行を求めたものである。

裁判2は監察御史が巡歷中に句容縣で受けつけた告狀を發端としていた。「案劄」のなかで、監察御史はまず汪榮の告狀を引用し、ついで被告戴必顯の勤務先であった句容縣が探しだしてきた人事記錄（「句容縣行卷」）を引證する。「句容縣行卷」から、建康路の指示によって至大四年（一二二二）七月十一日に「司吏樊士明の名^{ゴスト}闕を補填する」者として、被告を句容縣司吏として就任させたことが明らかになった。しかし、大德八年（一二三四）に被告が建康路の貼書であったとき、收賄の廉で處罰されて罷免になったことについては、告狀の申し立てが正しいものか否か判斷できないので、監察御史はその件について江南行臺の察院に牒文を送り、回答を得た。

この察院からの回答牒文には、建康路の「各項文卷内」から被告戴必顯の履歷を調査したほか、大德八年の裁判の文書を江南行臺察院の架閣庫から探しだしたことが記されている。この裁判1の文書は、大德八年六月十一日附けの「案呈」

と、察院によると推定される「議得」、およびその擬罪を准許する「憲臺劄付」とからなっていた。「案呈」を誰が上呈したかは明記されていないが、それは監察御史であったと推測される。「憲臺」は江南行臺を指す。監察御史がまず察院に「案呈」を送り、江南行臺が裁決するという過程があったと想定できる。「案呈」は、取り調べによって明らかになった贈収賄の経緯を述べ、被告戴必顯の「招狀」（犯罪自認狀）を引證している。擬罪は「依不枉法例，合斷四十七下，係無俸人，減一等，決三十七下，革去」⁽²³⁾であった。

監察御史は被告戴必顯に収賄の犯歴があったことを立證した上で、さらに以下の例案に言及して、判斷の論據とした。

①大徳元年（二二九七）十一月の中書省劄付：「議得，吏員犯贓，有出身者，依例斷罪，黜降。無出身者，今後，因事犯贓，斷罪不敘」⁽²⁴⁾。

②大徳五年（一二三〇）八月の詔書内一款：「先爲小吏俸祿不足敗事擾民，已嘗添給俸米。今後，因事犯贓，除斷罪外，竝罷不敘」⁽²⁵⁾。

③皇慶元年（一二三二）十二月の奏准減繁例内一款：「各處行省并所轄衙門令譯史、怯里馬赤、知印、宣使、奏差、典吏人等，（中略）但有不應之人，截日革去，追徵支過俸給」⁽²⁶⁾。

收賄によって斷罪された吏員は再任用しない（①②）。かつ、不當に受けた俸給は返還させる（③）。以上の法例による限り、被告戴必顯が句容縣司吏に任用されていたことは不當だとして、監察御史は下記のような斷罪をおこなった。

今次，隱匿前過，冒充句容縣請俸司吏一節，仰溧水州抄案，行移句容縣，將戴必顯取問於革後不應冒請俸給明白招伏，截日革去。仍照勘本吏支過俸錢、俸米，數足還官。據本人罪犯，就便量答二十七下。先具依准狀申。

この度、前過を隱匿して句容縣の俸祿を請ける司吏に不當に就任していた一件について、溧水州に命じて（告狀など）文書の控えを句容縣に送り、戴必顯から恩赦以後に不應にも俸祿を不正支給されていたという明確な招狀を取り、即日罷免する。なお、本吏が受給

した俸錢俸米を調べて全額返還させる。本人の犯罪については、ただちに笞二七に處す。まず、受け容れる旨の甘結狀を具いて（監察御史まで）上申せよ。

句容縣にたいし執行を求める監察御史の「案劄」が届くより前に、戴必顯は句容縣を離れ、本籍のある建康路錄事司で司吏に收まっていた。そこで、句容縣は錄事司に移文して監察御史の判決を施行するよう通知するとともに、監察御史たいていして申文で報告した。ここまでが句容縣の保存文書たる「戴必顯文卷」の内容である。

（2）「溧水州文卷」

「戴必顯文卷」の末尾に見える措置が實行されたならば、被告は罷免され、以後任用されないはずであった。ところが、裁判³が提起された當時、戴必顯は現役の司吏として溧水州の衙門に勤務していた。溧水州はこの経緯を調べるべく、保存案牘のなから關係文書を探しだした。これが「溧水州文卷」である。

そこには、まず延祐三年（一二二六）九月に建康路が溧水州に下した「旨揮」（「旨」は「指」の略體）が引用されている。それによると、戴必顯はすでに建康路錄事司を離れ、溧水州で書狀人になっているので、「支過俸錢八定八兩」つまり四〇八兩を溧水州が追徴し、建康路總管府に送金せよ、という内容であった。溧水州はこの「旨揮」にもとづいて坊正に文書を送り、追徴を命じた。追徴できないまま、翌年三月二十日に建康路總管府から「貼文」（「貼」字は「帖」と通じる）によって督促を受けた。

ここで風向きが変わった。その一箇月後の四月二十日、建康路から「旨揮」が届いた。そこには江浙等處行中書省の「劄付」が引用されていた。それは戴必顯が裁判²において受けた判決を取り消すという趣旨のものであった。建康路は江浙行省の「劄付」に遵って、追徴すべき俸祿については「免徴」とし、溧水州の司吏に空きポストができれば、戴必顯を任

用せよという指示を與えたのである。

さらに翌四月二日、建康路の「府貼（帖）」を携えた戴必顯本人が溧水州に現れた。溧水州では、五月十一日に「立案」文書を作成し、ちようど司吏荀春卿が史可山という人物の告發によって、收賄の廉で監察御史によって罷免されたので、その後釜に戴必顯をすえることを決定し、建康路に復命した。

判決の取り消しを命じた江浙行省の「劄付」は、戴必顯にとって有利となる過去の事例を引證するほか、理問所による審議の結論を引用しているが、その論理については煩雜をさけるため略す。

この江浙行省と建康路による裁判²の判決の改正は、延祐四年（一三二七）のことであった。裁判³が提訴されるのはその三年後である。

五 行政訴訟と監察御史

戴必顯をめぐる前後三次の裁判は、いずれも監察御史が訴訟指揮をした。周知の如く、監察御史の活動はさまざまな範圍に及ぶ。⁽²⁷⁾ 朝廷の耳目、風憲官として百官に睨みをきかせ、言官として種々の建言をし、日常的には「各省の文卷を刷磨する」すなわち保存案卷の監査や、路の正官および肅政廉訪司とともに内外の未決囚を對象とする「錄囚」の業務——「輕い者は斷遣し、重い者は結案し、冤罪と裁判延滞があれば、糾察する」⁽²⁸⁾——を遂行した。

『元典章』などの典籍から、監察御史が裁判に關與する事例の存在は窺えるものの、どのような事案について監察御史による裁判がおこなわれたか、それは地方官による裁判とどのような點で異なっていたのか、必ずしも明らかではない。御史臺の志書『憲臺通紀』や江南行臺の志書『南臺備要』を繙いても、この問題を解く手がかりは得られない。「都省通例」

は監察御史による裁判の具體例を示す點において、貴重な資料である。

裁判1においては、「刷卷」「録囚」のために巡回中の監察御史が建康路で贈收賄を「察知」したと見える。⁽²⁹⁾殺人事件の被告孔丙四の弟孔丙六が半年前に建康路にのぼり、賄賂を使う謀議をしたという情報を得た。無名の告發者がいた可能性も否定できないが、文面による限り告狀なしに贈收賄を追究するための審理が開始されたようだ。

『元史』刑法志の「職制」に「諸およ官吏が賕まいを受ければ、事主の告言ひがしがなくても、監察御史や廉訪司がこれを察知し、事實であれば訴追する」という條が見える。⁽³⁰⁾ 收賄によって不利益を被った「事主」の告言を待たずして、監察御史と肅政廉訪司とは官吏の收賄嫌疑を捜査對象とし、證據があれば裁判手續きを開始することを期待されていた。また、直接に按察司（肅政廉訪司）に告狀を提出する者は越訴の罪に問われるのが通例であったが、至元二十六年（一二八九）、「官吏因事取受錢物」すなわち官吏の收賄については、越訴の適用外として按察司が告狀を受理し、訴追すべきことが定められていた。⁽³¹⁾

「都省通例」から知り得ることの一つは、こうした場合、地方官ではなく、監察御史が訴訟指揮をしたことである。

裁判1において、監察御史が孔丙六を召喚して訊問したところ、建康路刑房貼書であった戴必顯が二度にわたり中統鈔四十兩を要求したことを自白した。訊問をへて得られた戴必顯の招狀は以下の如くであった。

年三十歲、無疾病、係建康路錄事司正東隅住坐民戶。元充本路刑房陳文奎下貼書、既是承管句容縣結解孔丙四殺死孫二等事、不合於大德七年八月忘記日、接受孔丙四弟孔丙六行求照覲人情錢中統鈔三十兩、入己。又招、不合因爲本路勾喚伊父孔再一等追勘上項公事、於當年十月内不記時日、受訖鍾沐付到展限人情中統鈔一十貫、入己、使用不存。罪犯是實。

年齢は三十歳、疾病なし、建康路錄事司（すなわち城内）正東隅に居住する民戶。もともと、本路の刑房陳文奎の見習いとして貼書に充當しておりました。句容縣が結審擬罪のうえ身柄移送してきた孔丙四が孫二等を殺害した事件を承管し、不當にも、大德七年八月の

日附を忘れた日に、孔丙四の弟孔丙六から（囚人たる兄の）面倒を見てくれという趣旨の賄賂中統鈔三十兩を受け取り、私腹を肥やしました。又た招するに、不當にも、本路が彼（囚人）の父親孔再一らを召喚して當該の裁判事件の證據調べをすることにかこつけて、當年十月内の日時を忘れた日に、鍾沐が渡した（出頭の）期限延長を求める趣旨の賄賂中統鈔十貫を受け、私腹を肥やしました。（いずれの賄賂も）使い果たして殘金はありません。これらの犯罪については事實でございます。

監察御史は招状によって確定した犯罪事實にもとづいて「依不枉法例、合斷四十七下。係無俸人、減一等、決三十七下、革去」という擬罪をした。これを江南行臺に「案呈」して決裁を求めたところ、「准擬、斷遣了當（擬罪を承認するので執行して完了せよ）」とする「劄付」が下された。裁判1では、監察御史は判決を確定できず、江南行御史臺の裁定を求めたわけである。しかし、行御史臺が監察御史の判決を裁定することが通例であったとは考えられない。裁判2においては、監察御史が行御史臺に裁定を求めた形跡はない。

九年後、皇慶二年（一二三三）に起こった裁判2は、監察御史が句容縣で告状を受けたことによって開始された。告發者汪榮の身分は明らかではないが、裁判1で斷罪された戴必顯が句容縣吏として二年あまり俸祿を得ていることを「委實に不應である」として告發した。直接の被告は經歷を詐稱した戴必顯であるものの、官府による任用の不當を訴える行政訴訟であった。

すでに述べたように、監察御史は句容縣および江南行臺察院から關係案卷の提供をうけ、經緯を調査した。これらの書證によって事實經過を明らかにしたのち、監察御史は戴必顯の案件に適用すべき三つの法例を列擧し、所見を示した。今回の「前過を隱匿して、句容縣の俸祿を請ける司吏に冒充していた一節」については、溧水州に命じて關係文書を抄録して句容縣に送り、句容縣が戴必顯の招状を取問し、ただちに罷免すること、および支給された俸錢俸米を全額返還させること、本人の犯行（前歴の隱匿）については「答二十七下」とすることを指示した。

これらの資料および監察御史の指示は、皇慶二年（一二三三）十二月十二日に「案劄」として溧水州に送られ、溧水州は牒文によって翌年正月九日にこれを句容縣に轉送した。裁判2において、招狀の責取は被告戴必顯の所屬する句容縣に命じられたが、それに先だって、執行すべき行政處分および被告の量刑を監察御史が定めたのである。⁽³²⁾

句容縣にこの指示が届いた時、被告戴必顯はすでに建康路録事司の司吏に異動していた。風向きを察知して逃走したわけである。延祐元年（一二三四）五月五日、句容縣は録事司に牒文を送って、監察御史の指示を執行するよう求めるとともに、監察御史あて申文によって報告した。ここまでの關係公文の一切は、「戴必顯文卷」として句容縣の保管するところとなり、六年後の裁判3の過程で監察御史のもとに資料として送致されることになる。

裁判3の發端は監察御史が溧水州において在城住民吳顯忠の告狀を受理したことであつた。吳顯忠は、十六年前の建康路での處罰、および六年前の句容縣での處罰の事實を根據として、戴必顯が現に司吏として溧水州衙門に勤務していることの不當性を訴えた。「住民」とあるが、吳顯忠は官府と關係の深い事情通であつたに違いない。今回も訴訟指揮を執つたのは監察御史である。

監察御史は溧水州を經由して句容縣に關係文書の送付を命じて「戴必顯文卷」を提出させ、さらに溧水州の架閣庫から、戴必顯の俸祿追徴の實施と裁判2の判決の「改正」にかかわる延祐三年（一二三六）九月より翌年五月に至る文卷の提出を受けたのである。

裁判3の過程で被告戴必顯らの訊問がおこなわれた形跡はない。監察御史は送致された「戴必顯文卷」と「溧水州文卷」でからなる書證を引用したうえで、溧水州に「案劄」として送り、その末尾に以下の所見を示した。

今照得、吳顯忠告、州吏戴必顯前充建康路總管府刑房貼書、大德八年七月内、取受孔丙四鈔兩斷革。大德九年正月補充句容縣吏、延祐元年十一月内、有汪榮經監察御史陳告戴必顯前過、將本吏革去、追俸還官。其戴必顯告、蒙本路比

照何榮、于禮犯贓例、申奉江浙行省劄付改正。以此參詳、司吏戴必顯、雖是申奉行省比例改正、即非省部定擬、似難爲例遵行。今各處似此犯贓貼書、告訐之徒、比比皆有。爲無已定之例、屢革屢用、豈惟攪擾官府、抑且徒費文繁。議得、仰令溧水州抄案、備申建康路、轉申江浙行省、移咨都省、宜令合干部分明白定擬遵守、相應。仍將句容縣元解文卷、就發本縣收管。令戴必顯在役聽候、省會告人吳顯忠寧家、具依准狀申。

今、知り得たところ、吳顯忠の告狀によると、州吏戴必顯はさきに建康路總管府の刑房貼書に充てられ、大徳八年（一三〇四）七月内に孔内四の（賄賂の）鈔兩を受け取って處罰のうえ罷免されておりながら、大徳九年正月に句容縣吏に補充された。延祐元年（一三二四）十一月内に汪榮が監察御史にたいし戴必顯に前過があることを告發し、（裁判の結果）本人を罷免し、俸祿返還の措置をしたのであった。戴必顯の反訴によると、建康路が何榮と于禮が贓罪を犯した例案に比附して、江浙行省に上申し、劄付を承けて（判決の）改正を得た。これによって考えるに、司吏戴必顯については、行省に上申して例案に比附して改正措置を得たものの、（判決取り消しは）中書省と刑部が定擬したものではなく、例として遵行し難いと思われる。現在、各地でこのように贓罪を犯した貼書とそれを曝き立てて訴える徒とがそこかしこに存在する。定まった法例がないがために、罷免と任用を繰り返すことは、官府を攪亂するのみならず、徒らに文繁を費やすものである。

議するに、溧水州に命じて關係文書を抄録して建康路に上申させ、（建康路から）江浙行省に轉申して、中書省に咨文を送り、關係する部において明白に定擬して遵守させるのが相應である。なお、句容縣が送ってきた文卷は該縣に返送して保管させる。戴必顯は在役のまま待機させ、告發者吳顯忠は言い含めて歸宅させる。依准するむねの狀を認め、申文で返答されたい。

裁判2の判決は江浙行省によって取り消されたのであるから、溧水州による戴必顯の任用に法的瑕疵はない。しかし、監察御史は建康路と江浙行省による判決の「改正」それ自體に疑義を挾んだ。「例案に比附して改正措置を得たものの、中書省と刑部が定擬したものではなく、例として遵行し難い」と主張したのである。江浙行省による判決の「改正」は、過

去の例案を援用して決定された。しかも、州の司吏という中級吏員の人事にすぎない。しかし、監察御史が異議を唱えたからには、健康路も江浙行省もこれを無視することができなかった。また、反論を試みた形跡もない。

溧水州はこの監察御史の「案劄」に遵い、一連の措置を取るとともに、中書省での定擬を求めべく、健康路に上申した。健康路の上申をへて江浙行省は延祐七年（二三〇）九月二七日に中書省へ咨文で問い合わせた。中書省の十月十八日附け咨文が十二月（おそらく十一月が正しい）十八日に江浙行省に到着した。引用された刑部の「呈」には以下のようにあった。

（前略）後匿前過、營充句容縣吏、繼陞州吏。既南臺監察御史比例革去、別難議擬。

（戴必顯は）のちに前過を隱匿し、句容縣吏に營充^{もぐり}こみ、ついで州吏に昇進した。すでに江南行臺の監察御史が例案に比附して罷免したのであるから、別に議擬し難い。

監察御史が「案劄」において示した所見が支持されたのである。中書省は刑部の見解を是認し、江浙行省へ回答した。江浙行省は中書省の最終決定を健康路に「劄付」によって通知した。「都省通例」はここで終わるが、健康路は「指揮」を溧水州に下し、戴必顯の處分を命じたはずである。

刑事案件であれ、戸婚田土についての民事案件であれ、告狀は州、縣、錄事司の官府で受けつけ、そこで裁判がおこなわれた。この段階をへずに越訴すれば、「笞五十七」の刑に處すことが元代の通例であった。⁽³³⁾上司衙門への直訴が認められるのは、「本屬の官司に過失あるばあい、および冤抑があつてしばしば告訴するも受理されないばあい、あるいは判決に偏向があるばあい、ならびにまさに回避すべきばあい（本屬官司有過、及有冤抑、屢告不理、或理斷偏屈、并應合迴避者、許赴上司陳之）」に限られていた。⁽³⁴⁾

監察御史は監察を職務とするのであり、直接「治民」に従事する官ではない。また、州、縣、錄事司、路府、行省など

地方官府と統屬關係はない。したがって越訴の例外規定が言うところの「上司」に該当しなかった。しかし、「都省通例」に見える戴必顯關係の訴訟のうち、裁判²、裁判³はいずれも巡回中の監察御史に告狀が投じられた。裁判¹には告發者がなかった可能性があるが、訴訟指揮を擔ったのは監察御史であり、この點においていずれの裁判も同様であった。

監察御史が受理すべき訴訟案件の性格については、元代の法律典籍に明確な規定を見いだすことができない。先に述べたように、官吏に不法があれば、按察司（肅政廉訪司）に提訴することが許されていた。また、官吏の收賄については、越訴禁止の適用外であった。これらの法例を援用して、肅政廉訪司と同じく監察系統に屬する監察御史にたいして、官吏の收賄を告發する告狀を投じることが許されていたと考えられる。

「都省通例」に見える裁判²と裁判³は、直接に「官吏因事取受錢物」に起因する事案ではない。前過を隱匿して司吏に任用された戴必顯の不法行為に加えて、官府の任用と俸祿支給が不法であることを訴える行政訴訟の性格を持っていた。こうした行政訴訟を、當事者である官府が裁くことの不適切は言うまでもない。越訴の例外には「應合迴避者」があり、これを援用すると州縣の官府の不法行為については上司たる路に訴える途が開かれていた。しかし、州縣の吏員とはいえ、戴必顯の經歷にも明らかなように、路の指示によって任用されることもあった。すると、官府の不法行為を越訴の例外規定を援用して上司に提訴しても、それがまたもや「應合迴避者」に該当することになる。

こうしたことを考え併せるならば、官吏の收賄に限らず、官府の行政上の措置に失當が疑われるばあい、按察司（肅政廉訪司）や監察御史に告狀を投じることが認められていたと考えるべきであろう。「都省通例」は監察御史が主管した裁判について考察するうえで、他の資料からは得られない貴重な情報をもたらすのである。

監察御史は正七品官であり、「中縣」の長官（縣尹、ダルガチ）とようやく同級であった。「上縣」の長官（從六品、州の長官（從五品）從四品）、路の長官（從三品）正三品とは抗禮できなかった。また、監察系統の中でも、各道の肅政廉訪使が正

三品であったのと比べると、監察御史の官品の低いことは際立っていた。

元朝時代に限らず、帝政下中國において官廳間で交わされる公文書については、官廳の品級や統屬關係の有無によって、その形式が區別されていた。これは禮制の一部分をなし、相手に應じて適切な文書形式を選択させるための規程が作られていた。『元典章』卷十四、吏部八、公規二の冒頭には、「外路官司不相統攝」、すなわち統屬關係のない地方所在官廳間での行移に用いるべき文書形式を示す格眼表が掲載されている。

これに依れば、七品官である監察御史は、三品衙門である路にたいしては「申」を送り、路は七品官に「指揮」を下す。五品衙門である州にたいしては「牒呈、上司縣並申（等級が「上」である錄事司と縣とはすべて申）」、州は七品官に「今故牒」を下す。ただし、屬縣を持たない州は、縣と同列であった。六品衙門、七品衙門とは對等形式である「平牒」が往來する。

ところが「都省通例」において、監察御史を中心とした公文行移の形式は、この規程といささか異なっている。最も顯著なことは「案劄」という文書を監察御史が州縣に送り、それに回答するさいに州縣は「申」の形式によったことである。「申」は上向文書であり、官品の低い官府が上級の官府にたいして使う形式であった。ところが、

監察御史「案劄」↗州縣「申」

の對應においては、官品の上下關係と文書形式とが逆轉しているのである。監察御史が主管する裁判について、その判決や附帶措置の執行を行政系統の官府に傳えるための公文が「案劄」であった。監察御史は、官府や官吏を對象とする裁判、つまり行政訴訟に近い性質をもつ裁判をおこなうことがあった。すると、官府間の統屬關係を越えて、判決や行政上の措置の執行を關係官府——地方の行政系統の官府である場合が多いだろう——にたいして求める必要が生じる。

そもそも訴訟を指揮して、判斷を下すべき官は、被告、原告、證人などの利害關係から超越した存在でなければならぬ。裁き場において、官府・官人相互の統屬關係や、官品の上下によって表示される儀禮上の尊卑對等の關係とは次元

を異にして、裁く者と裁かれる者という上下の關係が生じる。官府や官吏が直接の被告でない場合においても、裁きの結果によって關係官府や官吏への指示や要求がおこなわれることがある。建康路下各地で吏員をつとめた戴必顯にかかわる裁判はその判決中に官府が取るべき措置を含んでいた。

監察御史は地方官と異なり、裁判を本務とする立場になかったが、官府や官吏のかかわる行政裁判を主管した場合には、官制と禮制における上下關係とは別の次元で、關係する官府の上に位置する者となった。この立場において公文を往來させるばあい限り、監察御史が「案劄」という下向形式を用い、裁きの結果として指示を受ける官府が「申」という上向形式を用いたと理解できよう。

裁判2の「案劄」については、溧水州牒文がこれを引用するにさいし、引用終端を示す印として「奉此」が置かれ、裁判3の「案劄」では「蒙此」が置かれた。「蒙此」は終端語として罕見であるが、『秘書監志』所載文書に秘書監の「指揮」の引用終端を「蒙此」で示す例がある。³⁵「奉此」は中書省が用いる「劄付」の引用終端語と同じであり、「案劄」が裁判において監察御史の下す命令文書であることを示している。

「案劄」の例は、『元典章』新集至治條例、兵部、驛站、鋪馬「貼書冒騎正官鋪馬」の條にも得られる。³⁶この裁判事件の概要を記すと以下になる。

瑞州路在城站における驛傳利用不正事件裁判 延祐六年（一三一九）³⁷

原告…佚名？ 監察御史の「察知」。

被告…宣政院が委任した官趙本經とその從者湯友壽ら。

裁判主管者…巡歴中の監察御史。

請求内容…驛傳において不正に支給を受けた「分例」*の返還と處罰。

申し立て…趙本經は「正官一員、從人二名」と記された鋪馬劄子（利用許可の公文）を携えて臨江路在城站到十二日間逗留したが、正官は趙本經一員にすぎず、不當に帶同した衡州路貼書湯友壽を正官の鋪馬に騎乗させ、他に三名を従えている。

判決…湯友壽は「不應に鋪馬に冒騎した」廉で答四七、「分例」五一日分を返還させたうえ、原籍地に送還して民差に當てる。

趙本經は宣政院から事件處理を委任されていたが、三年間、驛傳を利用しつづけて歸還せず、不應に貼書湯友壽を帶同して臨江路に長らく逗留し、事件處理をせずに「分例」を支給されたことについて招狀を取った。鋪馬劄子を沒收し、江西行省に上呈して審理させる。

執行…不明。

*驛站における「分例」とは、利用する官吏らへの供應の規定數量の意味である。

この案件は、巡回中の監察御史が官吏の驛傳不正利用を「察知」したことを發端としている。「都省通例」中の裁判1と同じく「察知」の事例である。監察御史は裁判の過程で湯友壽と趙本經の招狀をそれぞれ取った。また、湯友壽については擬罪および處分を含む判決を下したが、趙本經については處罰と處分を江西行省に委ねるべく、「案劄」によって行省の掾史張玉に指示をした。

「仰呈省就便依例追問施行」という「案劄」末尾の文言から、「仰せ」の對象^{おほ}「呈省（江西行省に呈文を上す）」の主體が誰であったのか、必ずしも明らかではない。本文そのままに解釋すれば、掾史張玉に仰せて行省に呈を上させたことになる。

しかし、節略部分があることを考慮すれば、監察御史の「案劄」は、掾史張玉に宛てたものではなく、臨江路在城驛站の官、あるいはそこを管轄する録事司に宛て、それが掾史張玉に傳達された可能性もある。『元典章』所掲の例案の常として、元となった案牘の全貌を窺うことができず、また、公文の行移の過程についても確実な情報は得られない。しかしながら、当該案件における監察御史の「案劄」について、それが「都省通例」に見える「案劄」と同じ性格の文書形式であることを確認することができる。

小 結

「都省通例 貼書犯贓卻充俸吏」は長文の「劄付」に由來する案牘をそのまま鈔寫したものであった。『元典章』など同時代の編纂資料中には類例がない。カラホト出土の文書群にも、「都省通例」の如く長大な公文の全貌を復元できるものはない。鈔寫文書ではあるものの、貴重な資料である。

「都省通例」は建康路下の各地で吏員として勤務した戴必顯の收賄事件、およびその後の任用、解任、再任用をめぐる十七年間三次におよぶ裁判の記録文書を含んでいる。裁判は監察御史が主管する行政裁判としての性格を帯びていた。監察御史は裁判にあたり、關係官府に指示して關係案卷を検出し、書證を得た。

それら案卷は州、縣、江南行臺の架閣庫に長期にわたって保管されていた。監察御史が巡回して遂行した「刷卷」は、こうした官府の保存文書を對象とする監査業務である。元朝時代、「條格」「斷例」のほか、不斷に増大する例案が重要な法源とされたが、この原則に沿った法運用を實現するためには、案牘や例案を保管し効率よく檢索する手段が必要であった。「都省通例」から、建康路では案牘の蓄積管理や檢索手段の提供によって、行政および司法業務が遲滯なく遂行されて

いたことが窺える。

監察御史が裁判を主管することは一般的ではなかったが、官府や官吏を利害關係者とする行政訴訟としての性格をもつ事案については、告狀の受理や、自らの「察知」によって訴訟手續を開始することがあった。地方官による裁判と同じく、監察御史は招狀を取り、處罰と行政上の處分、措置とを含む判決を下した。監察御史は、判決の執行などを行政官廳に求めるさいに、「案劄」という形式の下向文書を送った。

戴必顯の事案を裁定するにさいし、監察御史は「現今、各處にかくの如き贓罪を犯した貼書と、告訐あはきたての徒とがそこかしこに存在する（今各處似此犯贓貼書、告訐之徒、比比皆有）」と述べた。貼書は無俸祿の吏員である。それは、一種の吏業見習いとして若手に経験を積ませる趣旨のものであった。しかし現實には、「聞くところによると、各處の貼書には過失により罷免された公吏、および市井の無藉の徒が多數含まれており、五十歳、六十歳になっても「寫發」のまま、恥知らずにも十年、二十年と衙門に居座り、退役することを知らない。往往にして賄賂をねらって詞訟に介入し、（師匠に當たる）書吏の目をごまかして案牘を改變して惡事をはたらく」ことが問題となっており、衙門には「年老無恥の貼書」が盤踞していたらしい。³⁸⁾

そもそも、俸祿なしに働かせている貼書などに對して廉潔を期待することはできない。手の汚れていない貼書などは稀であり、密告や告發によってそれらを追い落とすことは容易だった。「犯贓の貼書」が増えれば、「告訐あはきたての徒」も増えるわけである。贓罪に問われて罷免される事案も多發したであろうし、「罷免された公吏」が轉地先で吏員として復活することも珍しくなかった。すると、戴必顯の事例のように、前歴を暴いて衙門に空闕をつくらうとする輩が現れることとなる。吏員のポストをめぐる争いはかくも熾烈であった。定員外の貼書についても、その濫設を防ぐために「額設吏員一名ごとに、三十歳以下、二十歳以上の品行方正で前科のない貼書人二名を法例のとおりに保舉選任する」ことが定められていた。³⁹⁾

吏員をめぐる訴訟案件の多くは、監察御史の裁判によって処理されたであろうと推測される。

戴必顯を主人公とする三次の裁判、路と行省による判決の「改正」、監察御史による「改正」への疑義提起と中書刑部の裁定、これらを含む江浙行省の割付が「都省通例」の標題を附されて『元典章』の使用者の手で鈔寫された理由の一端はここにある。同類の事案が多發していたからである。

また、勞を厭わず案牘の全文を鈔寫したのも、一吏員の十七年間におよぶ浮沈が各種の書證とともに刻みこまれていたことに興味を覺えたからに違いない。七百年後の讀者たるわれわれにとって、それが貴重な知見を提供する絶無僅有の材料となったことは、まことに幸いであつた。

注

- (1) 元刊本の來歴については、昌彼得「跋元坊刊本大元聖政國朝典章」(國立故宮博物院影印『大元聖政國朝典章』一九七二年)に詳しい。
(2) 元刊本『元典章』への墨筆による書きこみは他に四箇所を數える。いずれも公文の年月日や擔當した吏員の職と姓名などからなる短いものである。陳垣『沈刻元典章校補』(國立北京大學研究所學門 一九三一年)がそれらを列挙している。
(3) 一九三〇年、內閣大庫舊藏の明初鈔本が國立北平圖書館によって影印出版された。黃時鑑氏による點校本(浙江古籍出版社 一九八六年、方齡貴氏の校注本(中華書局 二〇〇一年)がある。
(4) 韓國學中央研究院編『至正條格』(二〇〇七年)が影印本と校注本文を收めるほか、金浩東、金文京氏らによる有益な論考を附している。
(5) 『歷代名臣奏議』卷六七、治道、頁二五a。
(6) 植松正「元代條畫考」『香川大學教育學部研究報告』第一部、四五號(一九七八年)、吳海航『元代條畫與斷例』(知識產權出版社 二〇〇九年)
(7) この時代の官府における行政、司法制度が文書管理機構の發達を促したことについては、宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」(初出一九五四年、『宮崎市定全集』十一宋元、岩波書店 一九九二年)に詳しい。
(8) 具體例に即した検討を本稿の次章第3節「案牘と例案との關係」でおこなう。
(9) 次注に言及する黑水城の出土文獻たる「大德四年軍用錢糧文卷」(Z1-0298 [E116: W365])に行省が亦集乃總管府に下した割付文書が含まれおり、その末尾を締めくくる定型文言の實例を得ることができる。また、大知壽聖禪寺の德煇長老が世祖クビライの救命を受けて重編した『敕修百丈清規』には、行宣政院が德煇長老に下した割付の翻刻が見える。それは冒頭と末尾との定型文言を省略せず保存している。これらの資料に依據して、公文で使われていた定型文言を復元できる。
(10) 塔拉等輯『中國藏黑水城漢文文獻』十卷(國家圖書館出版社 二〇〇

- 八年）。録文はこれに先立ち『黑城出土文書（漢文文書卷）』（科學出版社 一九九一年）として刊行されている。裁判關係の公文が含まれているが、事案の全貌や處理過程を窺うに足る資料は得られない。
- (11) また、「都省通例」末尾には「至治二年正月十三日、承發典史趙 收領入遞」という一文が見える。これは江浙行省において典史趙某がこの割付文書の發送責任者であったことを示す。この情報も例案としては不要である。
- (12) 牧野修二『元代勾當官の體系的研究』（大明堂 一九七九年）。なお、本稿に見える吏員の種別や職務については、牧野氏による的確な説明があるので参照されたい。
- (13) 許凡『元代吏制研究』（勞働人事出版社 一九八七年）。
- (14) 張金鈺『元代地方圖署體制考略』（《江海學刊》一九九九年第四期）は元代の吏員が「刑房」や「戸曹」などに分屬して實務を取り仕切っていたことに關連して、「都省通例」に房の名稱や吏員の姓名が見えることを指摘するが、「都省通例」の内容には論及しない。
- (15) 松田善之「靈巖寺執照碑」碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一斷面」『《アジア・アフリカ言語文化研究》第七十號、二〇〇五年）。本稿では煩を避けるためこれらの問題には立ち回らない。後日、校訂本文と注釋を公表するさいに論じる豫定である。
- (16) 植松正『元代江南政治社會史研究』（汲古書院 一九九七年）など。
- (17) 「都省通例」に見える公文の名稱を列舉しておく。指揮（旨揮）、帖（貼）、案劄、劄付、申、牒、案呈、告狀、招狀、立案。
- (18) 元朝時代と他の時代を問わず、公文書が複数の官府の間を往來するうちに肥大化することは通例であった。その一因は次のような事情にある。官府Aが官府Bに公文を送り、それを官府Cに送致して審議などさせるさい、官府Bは官府Aから受けた公文をそのまま引用する公文を作成し、官府Cに送る。官府Cが審議結果を回答するには、官府Bからの來文を引用したうえで、審議結果を加えた公文を作成する。官府Bが官府Aに返答する公文は、官府Cからの公文を引用し、文言を加えたものになる。重複する引用を節略する場合が多いが、公文は往來を重ねるごとに肥大化することになる。したがって、「都省通例」の長大さは公文のあり方としては通常であるとも言える。しかし、「都省通例」には重複引用は少なく、その長大さは複雑な構成をもつ「案劄」を含むことに起因する。
- (19) この事案について建康路は何の判斷をも示していないが、他の事案では路としての見解を提示することがしばしば見られる。
- (20) 地方官府ではなく、監察御史が刷卷の過程で文書の持ち出しを察知し、摘發して裁判をおこなった可能性もある。
- (21) 地方官府のダルガチ以下の各官が裁判文書を持ち出したばあい、「嚴行究治」とはいっても、行政處分が科せられたのみであっただろうが、上引「私家頓放公文」例の適用對象となる無俸の吏員がやると免職は當然として、刑事罰を受けた。
- (22) 被告戴必顯の收賄額は「中統鈔四十貫」であった。これは至元鈔に換算すると八貫となり、大德七年（一三〇三）三月十六日に定められた條格「贓罪條例」に「不枉法 一貫至二十貫、四十七。本等敘。不滿貫者、量情斷罪。解見任別行求仕。」（《元典章》卷四六、刑部八、諸贓、取受）が適用されたことになる。また、陳元靚編『新編纂圖增類羣書類要事林廣記』別集卷三「刑法類」に見える『大元通制』の逸文には「贓罪條例」が含まれ、そこには「已上應官吏、除受救外、其餘合准吏人科斷。吏人犯贓、終身不敘。無祿之人、減一等科斷」という注記が見える。貼書は「無祿之人、減一等科斷」に該當した。
- (23) この例案は他書より檢出できない。
- (24) 『元史』卷四七、成宗本紀、大德五年八月庚辰の詔に「小吏犯贓者、竝罷不敘」と見える。中華書局校點本、頁四三七。
- (25) 『通制條格』卷六、選舉、行省令譯史に「中書省奏准減繁事內一件（第一八三條）として見える。前掲方齡貴校注本、頁三〇三。
- (26)

- (27) 『元史』卷一〇二、刑法志一、職制上には「飭官箴、稽史課、內秩群祀、外察行人、與聞軍國奏議、理達民庶冤辭、凡有司刑名、賦役、鈐選、會計、調度、徵收、營繕、鞫勘、審讞、勾稽、及庶官廉貢、厲禁張弛、編民惇獨流移、強暴兼并、悉糾舉之」と監察御史の職務が總括されている。中華書局校點本、頁二六二一七。
- (28) 『元史』卷一〇三、刑法志一、職制下。中華書局校點本、頁二六三三。のちほど紹介する『元典章』新集至治條例、兵部、驛站、鋪馬「貼書冒騎正官鋪馬」にも、監察御史が「巡行至臨江路、察知……」とある。驛傳の不正利用案件の裁判が「察知」を發端として開始された。
- (30) 『元史』卷一〇二、刑法志一、職制上。「諸官吏受贓、事主雖不告言、監察御史、廉訪司察之、實者糾之」。中華書局校點本、頁二六一八。
- (31) 『元典章』卷五三、刑部十五、訴訟、越訴「告論官吏不論越訴」。
- (32) 通常、「招狀」によって確定された犯罪の事實に基づいて擬罪がおこなわれる。この裁判においては、關係案卷の調査によって任用の不當が明白であり、被告戴必顯から「招狀」を取ることはほとんど意味を持たなかった。「戴必顯文卷」に「招狀」が含まれていたか否かは不明であるが、量刑と行政處分とを含む判決は監察御史が下した。
- (33) 『元史』卷一〇五、刑法志四、「訴訟」。中華書局校點本、頁二六七〇。同前注。
- (35) 『秘書監志』卷四、纂修に、「大德四年四月十二日、據秘書郎呈、近蒙秘府指揮、「編類至元大一統志書四百八十三冊、計七百八十七卷、仰子細校勘、若有差訛、就爲改正。仍標出差訛卷目呈監。」蒙此。校勘間、又奉監官臺旨、「與著作郎趙從仕一同校勘。」奉此。依上校勘了畢。（下略）」とある。高榮盛點校本（浙江古籍出版社、一九九二年）、頁八七。句讀を訂正した。
- (36) この條に「案劄」が見えることは、植松正氏の指教によった。原文を掲出しておく。なお、元刊本は「案劄」を「案札」に作る。文書構造を示すためインデントした。
- (37) 【貼書冒騎正官鋪馬】延祐六年十二月 日袁路路奉
江西行省劄付、
左右司備掾史張玉呈、該、
江南行臺監察御史案札、
延祐六年十一月二十三日巡行至臨江路、察知本路在城站十一月十二日准瑞州路在城站關、爲宣政院所委官趙本經起馬四疋、開坐正官二員、從人二名。今趙提點止是正官一員、不應將帶衡州路貼書湯友壽、冒騎正官一員鋪馬、并小鄒等三名到來本路、住經一十二日。取訖湯友壽不應冒騎鋪馬招伏、斷決四十七下、追徵支過分例五十一日還官、發付元籍收管爲民當差。趙本經、宣政院委問公事、起馬四疋、馳驛三年不還。不應將帶衡州路貼書湯友壽到於臨江路、坐驛日久、不曾追問公事、支請分例。取訖招伏、既是江西行省准行宣政院文字、追索趙本經元騎鋪馬札子。仰呈省就便依例追問施行（案劄終わり）。
具呈照詳（張玉呈終わり）。
省府仰依上施行（劄付終わり）。
『元典章』卷十一、吏部六、吏制、司吏「革去濫設貼書」（大德六年三月）に江南行臺監察御史奧敦の言として「竊聞、各處貼書、多有作過斷罷公吏及市井無藉之徒、至有五六十歲尙充寫發而不知恥。一二十年久占衙門而不知退。往往圖賄賂而起興詞訟、嘯味該吏而更改案牘爲奸、作弊非止一端。貼書之役、本爲後生習學吏業以圖進用。此等久占衙門、年老無恥之貼書、非有求進之心、乃不過貪圖苟且而已」とある。
同前注。「所在大小衙門、每額設吏員一名、止許依例保選年三十以下、二十以上、愼行止、不作過犯貼書人二名。勾當六十個月、無過錯者、量加區用。庶幾後進之人、有所激勵、不致違犯。其年老久占衙門濫設寫發、貼書、截日盡行革去」という監察御史奧敦の提案を江南行御史臺が認め、施行された。